

令和 7 年第 5 回石垣市議会定例会(6 月)

提出議案概要

条例	6 件
補正予算	3 件
その他	2 件
承認	1 件
報告	8 件
計	20 件

目次

(頁)

条例 6 件

総務部

議案第 41 号 石垣市ハラスメント調査に関する第三者委員会設置条例…………… (1)

こども未来局

議案第 42 号 石垣市立学校設置条例の一部を改正する条例…………… (1)

議案第 43 号 石垣市へき地保育所設置条例を廃止する条例…………… (1)

議案第 44 号 石垣市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例…………… (1)

建設部

議案第 45 号 石垣市駐車場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例…………… (2)

選挙管理委員会

議案第 51 号 石垣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例…………… (3)

補正予算 3 件

総務部

議案第 46 号 令和 7 年度石垣市一般会計補正予算(第 3 号)…………… (4)

建設部

議案第 47 号 令和 7 年度石垣市港湾事業特別会計補正予算(第 1 号)…………… (4)

水道部

議案第 48 号 令和 7 年度石垣市水道事業会計補正予算(第 1 号)…………… (4)

その他 2 件

建設部

議案第 49 号 市道の廃止について…………… (5)

議案第 50 号 市道の認定について…………… (5)

承認 1 件

市民保健部

承認第 5 号 専決処分の承認について
【令和 7 年度国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)】…………… (6)

報告 8 件

総務部

報告第 5 号 令和 6 年度石垣市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について (6)

報告第 6 号 令和 6 年度石垣市一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について (6)

建設部

報告第 7 号 令和 6 年度石垣都市計画土地地区画整理事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について…………… (7)

報告第 8 号 令和 6 年度石垣市港湾事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について…………… (7)

報告第 9 号 令和 6 年度石垣市下水道事業会計予算の繰越について…………… (7)

報告第 11 号 専決処分の報告について…………… (8)

報告第 12 号 専決処分の報告について…………… (8)

水道部

報告第 10 号 令和 6 年度石垣市水道事業会計予算の繰越について…………… (8)

条例 6 件

総務部

件名	概要
議案第 41 号 石垣市ハラスメント調査に関する第三者委員会設置条例 総務課	消防本部が実施したハラスメントに関するアンケート調査における実態究明、該当性の判断及び再発防止への取り組み等の提言を行うことを目的とし、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、石垣市ハラスメント調査に関する第三者委員会を設置するため、条例を制定する。 (主な内容) 全 11 条で構成し、設置、所掌事務、組織、任期、委員長及び副委員長、会議、報告、守秘義務、報酬及び費用弁償、庶務、委任について規定する。 施行日 公布の日

こども未来局

件名	概要		
議案第 42 号 石垣市立学校設置条例の一部を改正する条例 子育て支援課	北部地域での認定こども園（いばるまこども園）の開園による、幼稚園の再編整備に伴い、令和 8 年 3 月末で、いのだ幼稚園、のそこ幼稚園及びあかし幼稚園を閉園するため、条例を一部改正する必要がある。 (主な内容) 別表第 3 中、いのだ幼稚園、のそこ幼稚園及びあかし幼稚園の項を削り、同園を閉園とする。 施行日 令和 8 年 4 月 1 日		
議案第 43 号 石垣市へき地保育所設置条例を廃止する条例 子育て支援課	石垣市伊原間保育所を閉園するため、条例を廃止する必要がある。 (主な内容) いばるまこども園の開園に伴い、伊原間保育所を閉園するため、石垣市へき地保育所設置条例を廃止する。 施行日 令和 8 年 4 月 1 日		
議案第 44 号 石垣市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例 子育て支援課	いばるまこども園を開園するため、条例を一部改正する必要がある。 (主な内容) 第 2 条の表に、いばるまこども園の名称及び位置を加える。 <table border="1" data-bbox="550 1668 1404 1713"> <tr> <td>石垣市立いばるまこども園</td><td>石垣市字伊原間 20 番地 1</td></tr> </table> 施行日 令和 8 年 4 月 1 日	石垣市立いばるまこども園	石垣市字伊原間 20 番地 1
石垣市立いばるまこども園	石垣市字伊原間 20 番地 1		

建設部

件名	概要																																																						
議案第 45 号 石垣市駐車場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	石垣市駐車場の適切な運営、維持管理に必要な財源に充てるため、使用料金の額を見直す必要があることから、条例の一部改正する。 (主な内容) 別表中「 <table><tr><th>名称</th><th>自動車の種類</th><th>使用区分</th><th>使用料</th></tr><tr><td rowspan="6">石垣市新栄公園東駐車場</td><td>普通自動車</td><td>最初の1時間まで</td><td>200円</td></tr><tr><td rowspan="3">小型自動車 軽自動車</td><td>以後30分までごとにつき</td><td>50円</td></tr><tr><td>夜間(1時間までごとにつき)</td><td>50円</td></tr><tr><td>駐車券を紛失した場合</td><td>1,900円</td></tr><tr><td>定期駐車券(月額)</td><td>8,000円</td></tr><tr><td rowspan="4">石垣市蔵元駐車場</td><td>普通自動車</td><td>最初の1時間まで</td><td>100円</td></tr><tr><td rowspan="3">小型自動車 軽自動車</td><td>以後1時間ごとにつき</td><td>100円</td></tr><tr><td>駐車券を紛失した場合</td><td>2,400円</td></tr><tr><td>定期駐車券(月額)</td><td>5,000円</td></tr></table> 」を「 <table><tr><th>名称</th><th>自動車の種類</th><th>使用区分</th><th>使用料</th></tr><tr><td rowspan="4">石垣市新栄公園東駐車場</td><td>普通自動車</td><td>最初の1時間まで</td><td>200円</td></tr><tr><td rowspan="3">小型自動車 軽自動車</td><td>以後1時間ごとにつき</td><td>100円</td></tr><tr><td>駐車券を紛失した場合</td><td>2,400円</td></tr><tr><td>定期駐車券(月額)</td><td>8,000円</td></tr><tr><td rowspan="4">石垣市蔵元駐車場</td><td>普通自動車</td><td>最初の1時間まで</td><td>200円</td></tr><tr><td rowspan="3">小型自動車 軽自動車</td><td>以後1時間ごとにつき</td><td>100円</td></tr><tr><td>駐車券を紛失した場合</td><td>2,400円</td></tr><tr><td>定期駐車券(月額)</td><td>8,000円</td></tr></table> 」に改める。 施行日 令和8年4月1日	名称	自動車の種類	使用区分	使用料	石垣市新栄公園東駐車場	普通自動車	最初の1時間まで	200円	小型自動車 軽自動車	以後30分までごとにつき	50円	夜間(1時間までごとにつき)	50円	駐車券を紛失した場合	1,900円	定期駐車券(月額)	8,000円	石垣市蔵元駐車場	普通自動車	最初の1時間まで	100円	小型自動車 軽自動車	以後1時間ごとにつき	100円	駐車券を紛失した場合	2,400円	定期駐車券(月額)	5,000円	名称	自動車の種類	使用区分	使用料	石垣市新栄公園東駐車場	普通自動車	最初の1時間まで	200円	小型自動車 軽自動車	以後1時間ごとにつき	100円	駐車券を紛失した場合	2,400円	定期駐車券(月額)	8,000円	石垣市蔵元駐車場	普通自動車	最初の1時間まで	200円	小型自動車 軽自動車	以後1時間ごとにつき	100円	駐車券を紛失した場合	2,400円	定期駐車券(月額)	8,000円
名称	自動車の種類	使用区分	使用料																																																				
石垣市新栄公園東駐車場	普通自動車	最初の1時間まで	200円																																																				
	小型自動車 軽自動車	以後30分までごとにつき	50円																																																				
		夜間(1時間までごとにつき)	50円																																																				
		駐車券を紛失した場合	1,900円																																																				
	定期駐車券(月額)	8,000円																																																					
	石垣市蔵元駐車場	普通自動車	最初の1時間まで	100円																																																			
小型自動車 軽自動車		以後1時間ごとにつき	100円																																																				
		駐車券を紛失した場合	2,400円																																																				
		定期駐車券(月額)	5,000円																																																				
名称	自動車の種類	使用区分	使用料																																																				
石垣市新栄公園東駐車場	普通自動車	最初の1時間まで	200円																																																				
	小型自動車 軽自動車	以後1時間ごとにつき	100円																																																				
		駐車券を紛失した場合	2,400円																																																				
		定期駐車券(月額)	8,000円																																																				
石垣市蔵元駐車場	普通自動車	最初の1時間まで	200円																																																				
	小型自動車 軽自動車	以後1時間ごとにつき	100円																																																				
		駐車券を紛失した場合	2,400円																																																				
		定期駐車券(月額)	8,000円																																																				
道路・施設課																																																							

選挙管理委員会

件名	概要																												
議案第 51 号 石垣市特別職の職員で 非常勤のものの報酬及 び費用弁償に関する条 例の一部を改正する条 例	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、条例を一部改正する。 (内容) 別表中「 <table> <tr> <td>選挙長・開票管理者及び同職務代理者</td><td>日 10,800円</td></tr> <tr> <td>選挙及び開票立会人</td><td>日 8,900円</td></tr> <tr> <td>投票管理者及び同職務代理者</td><td>日 12,800円</td></tr> <tr> <td>投票立会人</td><td>日 10,900円</td></tr> <tr> <td>期日前投票所の投票管理者</td><td>日 11,300円</td></tr> <tr> <td>期日前投票所の投票立会人</td><td>日 9,600円</td></tr> <tr> <td>選挙事務従事者</td><td>日 10,200円</td></tr> </table> 」を「 <table> <tr> <td>選挙長・開票管理者及び同職務代理者</td><td>日 12,200円</td></tr> <tr> <td>選挙及び開票立会人</td><td>日 10,100円</td></tr> <tr> <td>投票管理者及び同職務代理者</td><td>日 14,500円</td></tr> <tr> <td>投票立会人</td><td>日 12,400円</td></tr> <tr> <td>期日前投票所の投票管理者</td><td>日 12,800円</td></tr> <tr> <td>期日前投票所の投票立会人</td><td>日 10,900円</td></tr> <tr> <td>選挙事務従事者</td><td>日 11,800円</td></tr> </table> 」に改める。 施行日 公布の日から施行する。	選挙長・開票管理者及び同職務代理者	日 10,800円	選挙及び開票立会人	日 8,900円	投票管理者及び同職務代理者	日 12,800円	投票立会人	日 10,900円	期日前投票所の投票管理者	日 11,300円	期日前投票所の投票立会人	日 9,600円	選挙事務従事者	日 10,200円	選挙長・開票管理者及び同職務代理者	日 12,200円	選挙及び開票立会人	日 10,100円	投票管理者及び同職務代理者	日 14,500円	投票立会人	日 12,400円	期日前投票所の投票管理者	日 12,800円	期日前投票所の投票立会人	日 10,900円	選挙事務従事者	日 11,800円
選挙長・開票管理者及び同職務代理者	日 10,800円																												
選挙及び開票立会人	日 8,900円																												
投票管理者及び同職務代理者	日 12,800円																												
投票立会人	日 10,900円																												
期日前投票所の投票管理者	日 11,300円																												
期日前投票所の投票立会人	日 9,600円																												
選挙事務従事者	日 10,200円																												
選挙長・開票管理者及び同職務代理者	日 12,200円																												
選挙及び開票立会人	日 10,100円																												
投票管理者及び同職務代理者	日 14,500円																												
投票立会人	日 12,400円																												
期日前投票所の投票管理者	日 12,800円																												
期日前投票所の投票立会人	日 10,900円																												
選挙事務従事者	日 11,800円																												
選挙管理委員会																													

補正予算 3 件

総務部

件名	概要		
議案第 46 号 令和 7 年度石垣市一般会計補正予算(第 3 号) 財政課	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 億 80 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 410 億 2 千 562 万 8 千円とする。 (主な内容) 歳入 増額：国庫支出金、繰入金、市債等 減額：国庫支出金 歳出 増額：総務費、農林水産業費、教育費等 (単位：千円)		
	補正前の額	補正額	補正後の額
	40,324,820	700,808	41,025,628

建設部

件名	概要		
議案第 47 号 令和 7 年度石垣市港湾事業特別会計補正予算(第 1 号) 港湾課	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 千 65 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 14 億 3 千 16 万円とする。 (主な内容) 歳入 増額：一般会計繰入金、財政調整基金繰入金 歳出 増額：総務管理費における委託料及び工事請負費 (単位：千円)		
	補正前の額	補正額	補正後の額
	1,359,510	70,650	1,430,160

水道部

件名	概要
議案第 48 号 令和 7 年度石垣市水道事業会計補正予算(第 1 号) 水道総務課 施設課	資本的予算の収入において、企業債を 5 千 471 万 7 千円、補助金を 1 億 943 万 5 千円減額し、収入総額を 3 億 2 千 498 万円とする。 資本的支出においては、建設改良費を 1 億 1 千 789 万 4 千円減額し、支出総額を 9 億 4 千 7 万 6 千円とする。 (主な内容) 令和 7 年度に予定されていた石垣駐屯地周辺水道整備助成事業補助金のうち、白水原水調整池実施設計業務委託費が、令和 8 年度国庫債務負担行為事業に組み替えられたことに伴う補正。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は、消費税及び消費税資本的収支調整額並びに損益勘定留保資金の増額により補填する。

その他 2 件

建設部

件名	概要			
議案第 49 号 市道の廃止について 道路・施設課	道路法第 10 条第 3 項の規定により、路線を廃止することについて、議会の議決を求める。			
	(内容)			
	路線番号	路線名	起点 終点	主要な 経過地
	310	富崎線	石垣市字新川 1134 番 13 石垣市字新川 1641 番 37	—
	331	シーダー線	石垣市字平得 122 番 7 石垣市字新川 452 番 6	—
議案第 50 号 市道の認定について 道路・施設課	道路法第 8 条第 2 項の規定により、路線を認定することについて、議会の議決を求める。			
	(内容)			
	路線番号	路線名	起点 終点	主要な 経過地
	310	富崎線	石垣市字新川 1510 番 33 石垣市字新川 1641 番 37	—
	331	シーダー線	石垣市字平得 122 番 5 石垣市字新川 445 番	—

市民保健部

報告 8 件

件名	概要
報告第 5 号 令和 6 年度石垣市一般会 計予算繰越明許費繰越計 算書の報告について 財政課	地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告する。 (繰越理由) 諸事情により令和 6 年度内の事業完了が困難であったため、令 和 7 年度に繰越すものである。 繰越事業：62 事業
報告第 6 号 令和 6 年度石垣市一般会 計予算事故繰越し繰越計 算書の報告について 財政課	地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定により報告する。 (繰越理由) 諸事情により令和 6 年度内の事業完了が困難であったため、令 和 7 年度に事故繰越しするものである。 繰越事業：石垣市第三者委員会費 八重山食肉センター輸出環境整備推進事業

建設部

件名	概要
報告第 7 号 令和 6 年度石垣都市計画 土地区画整理事業特別会 計予算繰越明許費繰越計 算書の報告について 都市建設課	地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告する。 (繰越理由) 土地区画整理事業における工作物の移転について、所有者との交渉に時間を要したため、補償契約の締結が遅れ、年度内完了が困難となった。
報告第 8 号 令和 6 年度石垣市港湾事 業特別会計予算繰越明許 費繰越計算書の報告につ いて 港湾課	地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告する。 (繰越理由) ・総務運営費 関係機関との調整に不測の日数を要したため、年度内完了が困難となった。 ・総務管理費 実施設計・設備設計内容に追加が生じたため、年度内完了が困難となった。 ・CIQ 施設整備事業 入札不調、設計内容の見直しにより不測の日数を要したため、年度内完了が困難となった。 ・港湾環境整備事業 人工海浜護岸整備工事区間の一般開放期間終了後の発注となつたため、年度内完了が困難となった。
報告第 9 号 令和 6 年度石垣市下水道 事業会計予算の繰越につ いて 下水道課	地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により予算の繰越についで報告する。 (繰越理由) ・沖縄振興公共投資交付金事業 道路管理者との污水管理設位置に関する協議に時間を要したこと及び磁気探査業務において、事前調査に時間を要し、年度内完了が困難となった。 ・防災・安全社会資本整備交付金事業 計画策定に際し、浸水シミュレーションの結果、管渠情報を追加する必要性が生じたため、不測の日数を要し、年度内完了が困難となった。 ・石垣 7 号都市下水路切替に係る委託業務 業務内容の精査に不測の期間を要したこと及び排水改修工事において、工事工法等の内容の精査に不測の期間を要し、年度内完了が困難となった。

報告第 11 号 専決処分の報告について 道路・施設課	地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された専決処分事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。 1 事 故 名 市道の管理瑕疵に起因する事故 2 相 手 方 個人 3 事故発生年月日 令和 7 年 3 月 5 日 4 事故発生場所 石垣市字大浜 267 番地付近 5 事故の概要 市が管理する市道大浜横 2 号線、大浜 267 番地付近を相手方が自転車で走行中、交差点中央にあるグレーチングの隙間 3.5 センチメートルに自転車の前輪が挟まり前方に転倒。その際、顔面を強打した。 6 損害賠償額 7,722 円
報告第 12 号 専決処分の報告について 道路・施設課	地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された専決処分事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。 1 事 故 名 市道の管理瑕疵に起因する事故 2 相 手 方 個人 3 事故発生年月日 令和 6 年 10 月 8 日 4 事故発生場所 石垣市字大川 301 番地 1 付近 5 事故の概要 市が管理する市道縦 7 号線、大川 301 番地 1 付近（万世館通り）を相手方が歩行中に高さ 5 メートル程度の街路樹（ヤシの木）から枯れ葉が脱落し、相手方の頭部と背中にあたり転倒。その際、膝を強打した。 6 損害賠償額 9,900 円

水道部

件名	概要
報告第 10 号 令和 6 年度石垣市水道事業会計予算の繰越について 水道総務課 施設課	地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により報告する。 (繰越理由) 【繰越】 - 紙屋橋水管橋更新設計業務委託 (R6) 既存資料の収集に不測の日数を要したため、年度内完了が困難となった。 【事故繰越】 - 振興橋導水管漏水修繕業務委託 資材の入手難に伴い特注品の納期が遅延したため、年度内完了が困難となった。 - 石垣市水道事業変更認可申請書等作成業務委託(R6) 資料収集に不測の日数を要したため、年度内完了が困難となった。 他 1 件